

# 保管・処分基準等を発表

## 中間取りまとめ案を提示

### 有害使用済み機器

改正廃棄物処理法で規定された「有害使用済み機器」について環境省は10月20日、機器の指定範囲や保管・処分基準に関する考え方を

を記した中間取りまとめ案を発表した。保管・処分基準については廃棄物の保管・処分基

準を基本とする。機器の指定範囲については、これまでの議論の家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の対象品目（家電4品目・小型家電28品

目）とする。今回指定しない機器については、法の施行状況に応じて対象機器に追加するなど、柔軟に対応していく。現地調査で多く確認できた

湯沸器や配電盤、無停電電源装置（UPS）に関してさらなる実態把握に努める。保管基準については▽囲いの設置（周囲）▽掲示板の設置▽飛散・流出・地下浸透防止等の実施▽火災発生防止▽衛生管理――を要件とする。

▽処分基準については現地調査を踏まえて破砕や切断、圧縮、解体を想定し▽飛散・流出防止▽騒音・振動防止▽火災発生防止▽特定の品目に係る処分基準の遵守（家電リサイクル法の再生・処分方法の遵守等）▽生体環境保全措置――を要件とする。

保管に関しては当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事への届け出が必要になる。その事項としては▽申請者の基本情報（氏名など）▽事業一般に関する事項（所在地や事業計画など）▽保管に関する事項（品目や保管場所の面積など）▽処分に関する事項（処分方法、品目・数量など）▽届出時期（新規・変更などについて）――を定めている。家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の認定事業者などは届出除外対象だ。